

しゅうニャン市サポーターズ規約

第1条(名称)

本会の名称は、「しゅうニャン市サポーターズ」(以下「サポーターズ」)という。

第2条(目的、運営)

- 1.サポーターズは周南市のシティプロモーション推進事業の一環として、本市の魅力を市内外へPRするとともに、市民のシビックプライドの醸成を図ることを目的とする。
- 2.サポーターズの運営は、周南市政策推進部広報戦略課が行う。

第3条(事務局)

サポーターズの事務局は周南市政策推進部広報戦略課に設置する。

第4条(会員)

サポーターズは、男女、年齢は問わず、趣旨に賛同し、入会の申し込みをした会員をもって構成する。

第5条(入会費、年会費)

サポーターズの入会費、年会費は無料とする。

第6条(役割)

サポーターズの役割は、次の通りとする。

- (1)しゅうニャン市の積極的なPR活動
- (2)しゅうニャン市への積極的な応援
- (3)各種イベント等への協力

なお、サポーターズのPR活動は、趣旨に賛同した会員の自発的な意思による自律的な無償の活動であり、周南市を含む他者に何らかの義務を強要するような言動や、周南市から活動を公認されているような言動は行わないものとする。また、サポーターズのPR活動は、しゅうニャン市プロジェクトのブランドイメージ維持のため制約を受けることがある。

第7条(特典)

サポーターズは、次の事項に掲げる特典を受けられる。ただし、特典の内容は変更となる場合がある。

- 1.特製缶バッジ

第8条(免責)

会員がサポーターズの催事に参加し、自己の責任により事務局及び第三者に損害を与えた場合は、会員自らその賠償責任を負うものとする。

第9条(個人情報)

事務局は、事務局が取得する会員の個人情報について、周南市が制定する「周南市個人情報保護条例」に基づき、適切に管理・運用するものとする。

第10条(本規約の変更)

当会は本規約を随時変更できるものとする。

第11条(本規約の有効期間)

本規約の有効期間は、附則に定める最新の規約変更日から、次に管理者が変更を行うまでの期間とする。

附則

この規約は平成29年1月22日から施行する。